

厚生労働省ホームページに掲載している「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」及び「障害福祉サービス費等の報酬算定構造」には、以下の修正点を反映済

資料の一部訂正について

○ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の主な改定内容（修正箇所は赤色の点線囲み部分）

P8 拠点コーディネーターの配置によるコーディネート機能の体制整備の評価

訂正後	訂正前
<p>【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位/月</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の①又は②のいずれかに該当する相談支援事業所等で提供される計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援において加算する。 ① 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供し、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担う拠点コーディネーターを常勤で1以上配置した場合。 ② 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担う拠点コーディネーターが常勤で1以上配置されている場合。 <p>* 拠点コーディネーターを配置した当該相談支援事業所等は、配置した拠点コーディネーター1人につき、合計100回/月までの算定を可能とする。</p> <p>【拠点コーディネーターの役割（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村との連絡体制、基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携体制、市町村（自立支援）協議会との連携体制、複数法人で拠点機能を担う場合の連携体制や伝達体制の整理等の、地域における連携体制の構築 ○ 緊急時に備えたニーズ把握や相談、地域移行に関するニーズの把握や動機付け支援等。 <p>* 拠点コーディネーターの役割は、地域における連携体制の構築であり、個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことを当該相談支援事業所等は留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。</p> <p>* 本報酬は法第77条第3項の地域生活支援拠点等の体制整備に係る加算であることから、市町村は、本報酬を理由に、障害者相談支援事業の委託料を減額することがないように留意。</p>	<p>【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位/月</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供し、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で1以上配置した場合。 <p>当該相談支援事業所等の計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援にそれぞれ加算する。 * コーディネーター1人当たり100回/月までの算定とする。</p> <p>【拠点コーディネーターの役割（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村との連絡体制、基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携体制、市町村（自立支援）協議会との連携体制、複数法人で拠点機能を担う場合の連携体制や伝達体制の整理等の地域における連携体制の構築 ○ 緊急時に備えたニーズ把握や相談、地域移行に関するニーズの把握や動機付け支援等 <p>* 相談支援事業所は、拠点コーディネーターの役割は地域における連携体制の構築であり、個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことに留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。</p> <p>* 本報酬は法第七十七条第三項の地域生活支援拠点等の体制整備に係る加算であることから、市町村は、本報酬を理由に、障害者相談支援事業の委託料を減額することがないように留意。</p> <p>中核的な相談支援事業所等で共同して配置する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で1以上配置されている場合に、それぞれの事業所が地域生活支援拠点等の機能で担う当該サービス費に加算する。

P 30 就労継続支援 A 型の生産活動収支の改善と効果的な取組の評価

訂正後			訂正前		
評価指標		判定スコア	評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点～9.0点で評価	労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点～9.0点で評価
生産活動	前年度、前々年度及び前々々年度における生産活動収支の状況により評価	-2.0点～6.0点で評価	生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	-2.0点～6.0点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況により評価	0点～1.5点で評価	多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況により評価	0点～1.5点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～1.5点で評価	支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～1.5点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等と連携した取組実績により評価	0点～1.0点で評価	地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等と連携した取組実績により評価	0点～1.0点で評価
経営改善計画	経営改善計画の作成状況により評価	-5.0点～0点で評価	経営改善計画	経営改善計画の作成状況により評価	-5.0点～0点で評価
利用者の知識及び能力向上	利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組状況により評価	0点～1.0点で評価	利用者の知識及び能力向上	利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組状況により評価	0点～1.0点で評価

P 33 新たに創設される就労選択支援の円滑な実施①

訂正後	訂正前
○ アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施。	○ アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所等との連絡調整を実施。

P 35 相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

訂正後	訂正前
● 支給決定に際して市町村に提出された医師意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨周知。	● 支給決定に際して市町村に提出された意思意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨周知。

○ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（修正箇所は黄色マーカー一部分又は赤色の点線囲み部分）

P10 1（3）地域生活支援拠点等の機能の充実

訂正後	訂正前
<p>③ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援】</p>	<p>③ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援】</p>

P35 3（2）短期入所 ②福祉型強化短期入所サービス費における日中支援サービス類型の創設

訂正後	訂正前
<p>・ 福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅱ）（障害児向け）</p> <p>(一) 区分3 977単位/日</p> <p>(二) 区分2 816単位/日</p> <p>(三) 区分1 714単位/日</p>	<p>・ 福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅱ）（障害児向け）</p> <p>(一) 区分3 977単位/日</p> <p>(二) 区分2 816単位/日</p> <p>(三) 区分1 715単位/日</p>

P70 7（1）計画相談支援・障害児相談支援 ⑥高い専門性が求められる者の支援体制

訂正後	訂正前
<p>[見直し後]</p> <p>イ 行動障害支援体制加算（Ⅰ） 60単位/月</p> <p>※ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、強度行動障害児者（障害支援区分3かつ行動関連項目等の合計点数が10点以上である者又は児基準の合計点数が20点以上である児）に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。</p> <p>・ 精神疾患を有する患者であって重点的な支援を有するものに対して支</p>	<p>[見直し後]</p> <p>イ 行動障害支援体制加算（Ⅰ） 60単位/月</p> <p>※ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、強度行動障害児者（障害支援区分3かつ行動関連項目等の合計点数が10点以上である者）に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。</p> <p>・ 利用者が通院する病院等における看護師（精神障害者の支援に関する</p>

<p>援を行う病院等又は訪問看護ステーション等であって、利用者が通院又は利用するものの保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されており、かつ、当該相談支援専門員により、精神障害者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合。</p>	<p>一定の研修を修了した者に限る。)又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されており、かつ、当該相談支援専門員により、精神障害者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合。</p>
---	--

P84 8 (1) 児童発達支援 ㊴家族支援の充実（家庭連携加算・事業所内相談支援加算の見直し）

訂正後	訂正前
<p>《家庭連携加算・事業所内相談支援加算の見直し》 [現行] <u>家庭連携加算（月4回を限度）</u> 児童の家族に対して個別に相談援助等を行った場合 居宅を訪問（所要時間1時間以上） <u>280単位/回</u> （所要時間1時間未満） <u>187単位/回</u> <u>事業所内相談支援加算</u> 児童の家族に対して事業所等で相談援助等を行った場合 加算（Ⅰ）（個別相談） 100単位/回（月1回を限度） 加算（Ⅱ）（グループ） 80単位/回（月1回を限度）</p> <p>[見直し後] ※両加算を統合 <u>家族支援加算（Ⅰ）（月4回を限度）</u> 児童の家族（きょうだいを含む）に対して個別に相談援助等を行った場合 居宅を訪問（所要時間1時間以上） <u>300単位/回</u> （所要時間1時間未満） <u>200単位/回</u> 事業所等で対面 100単位/回 オンライン 80単位/回 <u>家族支援加算（Ⅱ）（月4回を限度）</u> 児童の家族（きょうだいを含む）に対してグループでの相談援助等を行った場合 事業所等で対面 80単位/回 オンライン 60単位/回</p> <p>※多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行う場合、家族支援加算は、各サービスを合計して（Ⅰ）及び（Ⅱ）それぞれ月4回を超えて算定することはできないこととする。</p>	<p>《家庭連携加算・事業所内相談支援加算の見直し》 [現行] <u>家庭連携加算（月4回を限度）</u> 入所児童の家族に対して個別に相談援助等を行った場合 居宅を訪問（所要時間1時間以上） <u>280単位/回</u> （所要時間1時間未満） <u>187単位/回</u> <u>事業所内相談支援加算</u> 入所児童の家族に対して事業所等で相談援助等を行った場合 加算（Ⅰ）（個別相談） 100単位/回（月1回を限度） 加算（Ⅱ）（グループ） 80単位/回（月1回を限度）</p> <p>[見直し後] ※両加算を統合 <u>家族支援加算（Ⅰ）（月4回を限度）</u> 入所児童の家族（きょうだいを含む）に対して個別に相談援助等を行った場合 居宅を訪問（所要時間1時間以上） <u>300単位/回</u> （所要時間1時間未満） <u>200単位/回</u> 事業所等で対面 100単位/回 オンライン 80単位/回 <u>家族支援加算（Ⅱ）（月4回を限度）</u> 入所児童の家族（きょうだいを含む）に対してグループでの相談援助等を行った場合 事業所等で対面 80単位/回 オンライン 60単位/回</p> <p>※多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行う場合、家族支援加算は、各サービスを合計して（Ⅰ）及び（Ⅱ）それぞれ月4回を超えて算定することはできないこととする。</p>

○ 障害福祉サービス費等の報酬算定構造（修正箇所は黄色マーカー部分）

P7 生活介護サービス費

訂正後				訂正前	
注	注			注	注
業務継続計画未策定減算(障害者支援施設が行う生活介護の場合)	業務継続計画未策定減算(障害者支援施設以外が行う生活介護の場合)			業務継続計画未策定減算	情報公表未報告減算
又は	又は				
×97/100	×99/100	情報公表未報告減算(障害者支援施設が行う生活介護の場合)	情報公表未報告減算(障害者支援施設以外が行う生活介護の場合)	×99/100	×95/100
		×90/100	×95/100		

基本部分		注 定員81人以上の 事業所の場合		
イ 生活介護サービス費	(10)定員81人以上	3時間未満	(一) 区分6 (408単位)	×991/1000
			(二) 区分5 (306単位)	
			(三) 区分4 (211単位)	
			(四) 区分3 (189単位)	
			(五) 区分2以下 (171単位)	
		3時間以上4時間未満	(一) 区分6 (510単位)	
			(二) 区分5 (391単位)	
			(三) 区分4 (294単位)	
			(四) 区分3 (238単位)	
			(五) 区分2以下 (212単位)	
		4時間以上5時間未満	(一) 区分6 (611単位)	
			(二) 区分5 (458単位)	
			(三) 区分4 (318単位)	
			(四) 区分3 (283単位)	
			(五) 区分2以下 (254単位)	
	5時間以上6時間未満	(一) 区分6 (713単位)		
		(二) 区分5 (532単位)		
		(三) 区分4 (387単位)		
		(四) 区分3 (329単位)		
		(五) 区分2以下 (297単位)		
	6時間以上7時間未満	(一) 区分6 (891単位)		
(二) 区分5 (739単位)				
(三) 区分4 (510単位)				
(四) 区分3 (457単位)				
(五) 区分2以下 (411単位)				
7時間以上8時間未満	(一) 区分6 (1,017単位)			
	(二) 区分5 (798単位)			
	(三) 区分4 (523単位)			
	(四) 区分3 (470単位)			
	(五) 区分2以下 (423単位)			
8時間以上9時間未満	(一) 区分6 (1,078単位)			
	(二) 区分5 (821単位)			
	(三) 区分4 (584単位)			
	(四) 区分3 (531単位)			
	(五) 区分2以下 (485単位)			
ロ 共生型生活介護サービス費		(1) 共生型生活介護サービス費(Ⅰ) (697単位)		
		(2) 共生型生活介護サービス費(Ⅱ) (859単位)		

基本部分		注 定員81人以上の 事業所の場合		
イ 生活介護サービス費	(10)定員81人以上	3時間未満	(一) 区分6 (408単位)	×991/1000
			(二) 区分5 (306単位)	
			(三) 区分4 (211単位)	
			(四) 区分3 (189単位)	
			(五) 区分2以下 (171単位)	
		3時間以上4時間未満	(一) 区分6 (510単位)	
			(二) 区分5 (391単位)	
			(三) 区分4 (294単位)	
			(四) 区分3 (238単位)	
			(五) 区分2以下 (212単位)	
		4時間以上5時間未満	(一) 区分6 (611単位)	
			(二) 区分5 (456単位)	
			(三) 区分4 (316単位)	
			(四) 区分3 (283単位)	
			(五) 区分2以下 (254単位)	
	5時間以上6時間未満	(一) 区分6 (713単位)		
		(二) 区分5 (532単位)		
		(三) 区分4 (398単位)		
		(四) 区分3 (337単位)		
		(五) 区分2以下 (301単位)		
	6時間以上7時間未満	(一) 区分6 (738単位)		
(二) 区分5 (510単位)				
(三) 区分4 (457単位)				
(四) 区分3 (411単位)				
(五) 区分2以下 (411単位)				
7時間以上8時間未満	(一) 区分6 (1,017単位)			
	(二) 区分5 (759単位)			
	(三) 区分4 (523単位)			
	(四) 区分3 (470単位)			
	(五) 区分2以下 (423単位)			
8時間以上9時間未満	(一) 区分6 (1,078単位)			
	(二) 区分5 (821単位)			
	(三) 区分4 (584単位)			
	(四) 区分3 (531単位)			
	(五) 区分2以下 (485単位)			
ロ 共生型生活介護サービス費		(1) 共生型生活介護サービス費(Ⅰ) (697単位)		
		(2) 共生型生活介護サービス費(Ⅱ) (859単位)		

人員配置体制加算		人員配置体制加算		
イ 人員配置体制加算(Ⅰ)	(15:1)	(一)定員20人以下 (1日につき321単位を加算)		
		(二)定員21人以上60人以下 (1日につき263単位を加算)		
		(三)定員61人以上 (1日につき245単位を加算)		
	ロ 人員配置体制加算(Ⅱ)	(17:1)		(一)定員20人以下 (1日につき265単位を加算)
				(二)定員21人以上60人以下 (1日につき212単位を加算)
				(三)定員61人以上 (1日につき197単位を加算)
	ハ 人員配置体制加算(Ⅲ)	(2:1)		(一)定員20人以下 (1日につき181単位を加算)
				(二)定員21人以上60人以下 (1日につき136単位を加算)
				(三)定員61人以上 (1日につき125単位を加算)
	ニ 人員配置体制加算(Ⅳ)	(25:1)		(一)定員20人以下 (1日につき51単位を加算)
				(二)定員21人以上60人以下 (1日につき38単位を加算)
				(三)定員61人以上 (1日につき33単位を加算)

人員配置体制加算		人員配置体制加算		
イ 人員配置体制加算(Ⅰ)	(15:1)	(一)定員20人以下 (1日につき321単位を加算)		
		(二)定員21人以上60人以下 (1日につき263単位を加算)		
		(三)定員61人以上 (1日につき245単位を加算)		
	イ 人員配置体制加算(Ⅱ)	(17:1)		(一)定員20人以下 (1日につき265単位を加算)
				(二)定員21人以上60人以下 (1日につき212単位を加算)
				(三)定員61人以上 (1日につき197単位を加算)
	ロ 人員配置体制加算(Ⅲ)	(2:1)		(一)定員20人以下 (1日につき181単位を加算)
				(二)定員21人以上60人以下 (1日につき136単位を加算)
				(三)定員61人以上 (1日につき125単位を加算)
ハ 人員配置体制加算(Ⅳ)	(25:1)	(一)定員20人以下 (1日につき51単位を加算)		
		(二)定員21人以上60人以下 (1日につき38単位を加算)		
		(三)定員61人以上 (1日につき33単位を加算)		

延長支援加算	(1) 9時間以上～10時間未満 (1日につき100単位を加算)	延長支援加算	(1) 9時間～10時間未満 (1日につき100単位を加算)
	(2) 10時間以上～11時間未満 (1日につき200単位を加算)		(2) 10時間以上～11時間未満 (1日につき200単位を加算)
	(3) 11時間以上～12時間未満 (1日につき300単位を加算)		(3) 11時間以上～12時間未満 (1日につき300単位を加算)
	(4) 12時間以上 (1日につき400単位を加算)		(4) 12時間以上～13時間未満 (1日につき400単位を加算)

P13 施設入所サービス費

訂正後		訂正前	
ニ 定員61人以上70人以下	(1) 区分6 (301単位)	ロ 定員61人以上70人以下	(1) 区分6 (301単位)
	(2) 区分5 (252単位)		(2) 区分5 (252単位)
	(3) 区分4 (202単位)		(3) 区分4 (202単位)
	(4) 区分3 (166単位)		(4) 区分3 (166単位)
	(5) 区分2以下(未判定の者を含む) (137単位)		(5) 区分2以下(未判定の者を含む) (137単位)
ホ 定員71人以上80人以下	(1) 区分6 (295単位)	ハ 定員71人以上80人以下	(1) 区分6 (295単位)
	(2) 区分5 (247単位)		(2) 区分5 (247単位)
	(3) 区分4 (198単位)		(3) 区分4 (198単位)
	(4) 区分3 (163単位)		(4) 区分3 (163単位)
	(5) 区分2以下(未判定の者を含む) (133単位)		(5) 区分2以下(未判定の者を含む) (133単位)
ヘ 定員81人以上	(1) 区分6 (273単位)	ニ 定員81人以上	(1) 区分6 (273単位)
	(2) 区分5 (225単位)		(2) 区分5 (225単位)
	(3) 区分4 (181単位)		(3) 区分4 (181単位)
	(4) 区分3 (150単位)		(4) 区分3 (150単位)
	(5) 区分2以下(未判定の者を含む) (129単位)		(5) 区分2以下(未判定の者を含む) (129単位)
注 地域移行等意向 確認体制未整備 減算		注 地域移行等意向 確認体制未整備 減算	
利用者全員について、 1日につき5単位を減算 注 令和8年4月1日 から適用		利用者全員について、 1日につき5単位を減算	
集中的支援加算	イ 集中的支援加算(Ⅰ) (月4回を限度として、1,000単位を加算)	集中的支援加算	イ 集中的支援加算(Ⅰ) (月4回を限度として、1,000単位を加算)
	ロ 集中的支援加算(Ⅱ) (1日につき500単位を加算)		イ 集中的支援加算(Ⅱ) (1日につき500単位を加算)

P15 共同生活援助サービス費

訂正後	訂正前
<div data-bbox="159 272 264 373" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">注</p> <p>個人単位ヘルパー 長時間利用減算</p> </div> <div data-bbox="159 384 264 576" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px; background-color: yellow;"> <p>同日に8時間以上個人単位ヘルパーでの居宅介護等を利用した場合 × 95/100</p> </div> <div data-bbox="159 596 264 1043" style="border: 1px solid black; padding: 2px; background-color: yellow;"> <p>同日に8時間以上個人単位ヘルパーでの居宅介護等を利用した場合 × 95/100</p> </div>	<div data-bbox="1135 272 1240 373" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">注</p> <p>個人単位ヘルパー 長時間利用減算</p> </div> <div data-bbox="1135 384 1240 576" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px; background-color: lightgreen;"> <p>同日に8時間以上個人単位ヘルパーでの居宅介護等を利用した場合 × 95/100</p> </div> <div data-bbox="1135 596 1240 1043" style="border: 1px solid black; padding: 2px; background-color: lightgreen;"> <p>同日に8時間以上個人単位ヘルパーでの居宅介護等を利用した場合 × 95/100</p> </div>

訂正後	人員配置体制加算	イ 人員配置体制加算(Ⅰ)	12:1	区分4以上	(1日につき83単位を加算)		
				区分3以下	(1日につき77単位を加算)		
		ロ 人員配置体制加算(Ⅱ)	30:1	区分4以上	(1日につき33単位を加算)		
				区分3以下	(1日につき31単位を加算)		
		ハ 人員配置体制加算(Ⅲ)	12:1、個人単位特別			(1日につき84単位を加算)	注 同日128時間以上個人単位ヘルパーでの居宅介護等を利用した場合 × 95/100
		ニ 人員配置体制加算(Ⅳ)	30:1、個人単位特別			(1日につき33単位を加算)	注 同日128時間以上個人単位ヘルパーでの居宅介護等を利用した場合 × 95/100
		ホ 人員配置体制加算(Ⅴ)	7.5:1	区分4以上	(1日につき38単位を加算)		
				区分3	(1日につき21単位を加算)		
		ヘ 人員配置体制加算(Ⅵ)	20:1	区分4以上	(1日につき53単位を加算)		
				区分3	(1日につき46単位を加算)		
		ト 人員配置体制加算(Ⅶ)	7.5:1、日中住居以外	区分4以上	(1日につき31単位を加算)		
				区分3以下	(1日につき12単位を加算)		
		チ 人員配置体制加算(Ⅷ)	20:1、日中住居以外	区分4以上	(1日につき50単位を加算)		
				区分3以下	(1日につき42単位を加算)		
リ 人員配置体制加算(Ⅸ)	7.5:1、個人単位特別			(1日につき34単位を加算)	注 同日128時間以上個人単位ヘルパーでの居宅介護等を利用した場合 × 95/100		
ヌ 人員配置体制加算(Ⅹ)	20:1、個人単位特別			(1日につき50単位を加算)	注 同日128時間以上個人単位ヘルパーでの居宅介護等を利用した場合 × 95/100		
ル 人員配置体制加算(Ⅺ)	7.5:1、個人単位特別、日中住居以外			(1日につき28単位を加算)	注 同日128時間以上個人単位ヘルパーでの居宅介護等を利用した場合 × 95/100		
ヲ 人員配置体制加算(Ⅻ)	20:1、個人単位特別、日中住居以外			(1日につき49単位を加算)	注 同日128時間以上個人単位ヘルパーでの居宅介護等を利用した場合 × 95/100		
ワ 人員配置体制加算(Ⅼ)	12:1			(1日につき73単位を加算)			
カ 人員配置体制加算(Ⅽ)	30:1			(1日につき28単位を加算)			
訂正前	人員配置体制加算	イ 人員配置体制加算(Ⅰ)	12:1	区分4以上	(1日につき83単位を加算)		
				区分3以下	(1日につき77単位を加算)		
		ロ 人員配置体制加算(Ⅱ)	30:1	区分4以上	(1日につき33単位を加算)		
				区分3以下	(1日につき31単位を加算)		
		ハ 人員配置体制加算(Ⅲ)	12:1、個人単位特別			(1日につき84単位を加算)	
		ニ 人員配置体制加算(Ⅳ)	30:1、個人単位特別			(1日につき33単位を加算)	
		ホ 人員配置体制加算(Ⅴ)	7.5:1	区分4以上	(1日につき38単位を加算)		
				区分3	(1日につき21単位を加算)		
		ヘ 人員配置体制加算(Ⅵ)	20:1	区分4以上	(1日につき53単位を加算)		
				区分3	(1日につき46単位を加算)		
		ト 人員配置体制加算(Ⅶ)	7.5:1、日中住居以外	区分4以上	(1日につき31単位を加算)		
				区分3以下	(1日につき12単位を加算)		
		チ 人員配置体制加算(Ⅷ)	20:1、日中住居以外	区分4以上	(1日につき50単位を加算)		
				区分3以下	(1日につき42単位を加算)		
リ 人員配置体制加算(Ⅸ)	7.5:1、個人単位特別			(1日につき34単位を加算)			
ヌ 人員配置体制加算(Ⅹ)	20:1、個人単位特別			(1日につき50単位を加算)			
ル 人員配置体制加算(Ⅺ)	7.5:1、個人単位特別、日中住居以外			(1日につき28単位を加算)			
ヲ 人員配置体制加算(Ⅻ)	20:1、個人単位特別、日中住居以外			(1日につき49単位を加算)			
ワ 人員配置体制加算(Ⅼ)	12:1			(1日につき73単位を加算)			
カ 人員配置体制加算(Ⅽ)	30:1			(1日につき28単位を加算)			

P19 自立生活援助サービス費

訂正後	訂正前
集中支援加算 (1月につき500単位を加算)	(追加)

P21 機能訓練サービス費

訂正後				訂正前	
<p>注</p> <p>業務継続計画未策定減算(障害者支援施設が行う機能訓練の場合)</p> <p>又は</p> <p>業務継続計画未策定減算(障害者支援施設以外が行う機能訓練の場合)</p> <p>×97/100</p>		<p>注</p> <p>情報公表未報告減算(障害者支援施設が行う機能訓練の場合)</p> <p>又は</p> <p>情報公表未報告減算(障害者支援施設以外が行う機能訓練の場合)</p> <p>×99/100</p>		<p>注</p> <p>業務継続計画未策定減算</p> <p>×99/100</p>	<p>注</p> <p>情報公表未報告減算</p> <p>×95/100</p>

P22 生活訓練サービス費

訂正後				訂正前																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">注</th> <th colspan="2">注</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務継続計画未策定減算(障害者支援施設が行う生活訓練の場合)</td> <td>又は 業務継続計画未策定減算(障害者支援施設以外が行う生活訓練の場合)</td> <td>情報公表未報告減算(障害者支援施設が行う生活訓練の場合)</td> <td>又は 情報公表未報告減算(障害者支援施設以外が行う生活訓練の場合)</td> </tr> <tr> <td>×97/100</td> <td>×99/100</td> <td>×90/100</td> <td>×95/100</td> </tr> </tbody> </table>				注		注		業務継続計画未策定減算(障害者支援施設が行う生活訓練の場合)	又は 業務継続計画未策定減算(障害者支援施設以外が行う生活訓練の場合)	情報公表未報告減算(障害者支援施設が行う生活訓練の場合)	又は 情報公表未報告減算(障害者支援施設以外が行う生活訓練の場合)	×97/100	×99/100	×90/100	×95/100	<table border="1"> <thead> <tr> <th>注</th> <th>注</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務継続計画未策定減算</td> <td>情報公表未報告減算</td> </tr> <tr> <td>×99/100</td> <td>×95/100</td> </tr> </tbody> </table>		注	注	業務継続計画未策定減算	情報公表未報告減算	×99/100	×95/100
注		注																					
業務継続計画未策定減算(障害者支援施設が行う生活訓練の場合)	又は 業務継続計画未策定減算(障害者支援施設以外が行う生活訓練の場合)	情報公表未報告減算(障害者支援施設が行う生活訓練の場合)	又は 情報公表未報告減算(障害者支援施設以外が行う生活訓練の場合)																				
×97/100	×99/100	×90/100	×95/100																				
注	注																						
業務継続計画未策定減算	情報公表未報告減算																						
×99/100	×95/100																						

P26 就労移行支援サービス費

訂正後				訂正前																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">注</th> <th colspan="2">注</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務継続計画未策定減算(障害者支援施設が行う就労移行支援の場合)</td> <td>又は 業務継続計画未策定減算(障害者支援施設以外が行う就労移行支援の場合)</td> <td>情報公表未報告減算(障害者支援施設が行う就労移行支援の場合)</td> <td>又は 情報公表未報告減算(障害者支援施設以外が行う就労移行支援の場合)</td> </tr> <tr> <td>×97/100</td> <td>×99/100</td> <td>×90/100</td> <td>×95/100</td> </tr> </tbody> </table>				注		注		業務継続計画未策定減算(障害者支援施設が行う就労移行支援の場合)	又は 業務継続計画未策定減算(障害者支援施設以外が行う就労移行支援の場合)	情報公表未報告減算(障害者支援施設が行う就労移行支援の場合)	又は 情報公表未報告減算(障害者支援施設以外が行う就労移行支援の場合)	×97/100	×99/100	×90/100	×95/100	<table border="1"> <thead> <tr> <th>注</th> <th>注</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務継続計画未策定減算</td> <td>情報公表未報告減算</td> </tr> <tr> <td>×99/100</td> <td>×95/100</td> </tr> </tbody> </table>		注	注	業務継続計画未策定減算	情報公表未報告減算	×99/100	×95/100
注		注																					
業務継続計画未策定減算(障害者支援施設が行う就労移行支援の場合)	又は 業務継続計画未策定減算(障害者支援施設以外が行う就労移行支援の場合)	情報公表未報告減算(障害者支援施設が行う就労移行支援の場合)	又は 情報公表未報告減算(障害者支援施設以外が行う就労移行支援の場合)																				
×97/100	×99/100	×90/100	×95/100																				
注	注																						
業務継続計画未策定減算	情報公表未報告減算																						
×99/100	×95/100																						

P28 就労移行支援（養成）サービス費

訂正後		訂正前	
<p>注</p> <p>業務継続計画未策定減算(障害者支援施設が行う就労移行支援の場合)</p> <p>又は</p> <p>業務継続計画未策定減算(障害者支援施設以外が行う就労移行支援の場合)</p> <p>×97/100</p> <p>×99/100</p>	<p>注</p> <p>情報公表未報告減算(障害者支援施設が行う就労移行支援の場合)</p> <p>又は</p> <p>情報公表未報告減算(障害者支援施設以外が行う就労移行支援の場合)</p> <p>×90/100</p> <p>×95/100</p>	<p>注</p> <p>業務継続計画未策定減算</p> <p>×99/100</p>	<p>注</p> <p>情報公表未報告減算</p> <p>×95/100</p>

P30 就労継続支援A型サービス費

訂正後		訂正前	
<p>注</p> <p>業務継続計画未策定減算(障害者支援施設が行う就労継続支援A型の場合)</p> <p>又は</p> <p>業務継続計画未策定減算(障害者支援施設以外が行う就労継続支援A型の場合)</p> <p>×97/100</p> <p>×99/100</p>	<p>注</p> <p>情報公表未報告減算(障害者支援施設が行う就労継続支援A型の場合)</p> <p>又は</p> <p>情報公表未報告減算(障害者支援施設以外が行う就労継続支援A型の場合)</p> <p>×90/100</p> <p>×95/100</p>	<p>注</p> <p>業務継続計画未策定減算</p> <p>×99/100</p>	<p>注</p> <p>情報公表未報告減算</p> <p>×95/100</p>

P 33 就労継続支援 B 型サービス費

訂正後	基本部分		注	注			注	注	注		注	注		注																			
	二 就労継続支援B型サービス費(D)	ホ 就労継続支援B型サービス費(V)	地方公共団体が設置する指定就労継続支援B型事業所等の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又 は 又 は 又 は 又 は	又 は 又 は 又 は 又 は	就労継続支援B型計画等が作成されていない場合	臨時利用減算	身体拘束廃止未実施減算	又 は 又 は	身体拘束廃止未実施減算	虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	又 は 又 は	業務継続計画未策定減算	情報公表未報告減算	又 は 又 は	情報公表未報告減算															
	(1) 定員20人以下 (584単位)	(1) 定員20人以下 (530単位)	× 965/1,000	× 70/100	× 70/100	× 70/100	× 70/100	× 70/100	× 90/100	× 99/100	× 99/100	× 97/100	× 99/100	× 90/100	× 95/100	× 95/100	× 95/100																
	(2) 定員21人以上40人以下 (519単位)	(2) 定員21人以上40人以下 (471単位)																															
	(3) 定員41人以上60人以下 (488単位)	(3) 定員41人以上60人以下 (443単位)																															
	(4) 定員61人以上80人以下 (479単位)	(4) 定員61人以上80人以下 (434単位)																															
	(5) 定員81人以上 (462単位)	(5) 定員81人以上 (419単位)																															
	(6) 定員20人以下 (530単位)	(6) 定員20人以下 (484単位)																															
	(7) 定員21人以上40人以下 (471単位)	(7) 定員21人以上40人以下 (426単位)																															
	(8) 定員41人以上60人以下 (443単位)	(8) 定員41人以上60人以下 (398単位)																															
	(9) 定員61人以上80人以下 (434単位)	(9) 定員61人以上80人以下 (390単位)																															
	(10) 定員81人以上 (419単位)	(10) 定員81人以上 (376単位)																															
	ト 基準該当就労継続支援B型サービス費 (-)	ト 基準該当就労継続支援B型サービス費 (-)																															

P37 就労選択支援サービス費

訂正後		訂正前	
<p>基本部分</p>		<p>(追加)</p>	
<p>イ 就労選択支援サービス費</p> <p>(1,210単位)</p>		<p>×70/100</p>	<p>注</p> <p>利用者の数が利用定員を超える場合</p> <p>又は</p> <p>就労選択支援員の員数が増加した場合</p> <p>減算が適用される月から2月目まで</p> <p>×70/100</p> <p>3月以上連続して減算の場合</p> <p>×50/100</p>

P42 児童発達支援給付費

訂正後		訂正前	
人工内耳装用児支援加算	イ 人工内耳装用児支援加算(Ⅰ)	(1)定員20人以下	(1)定員20人以下
		(2)定員21人以上30人以下	(2)定員21人以上30人以下
		(3)定員31人以上40人以下	(3)定員31人以上40人以下
		(4)定員41人以上	(4)定員41人以上
	ロ 人工内耳装用児支援加算(Ⅱ)		ロ 人工内耳装用児支援加算(Ⅱ)
	(1日につき603単位を加算)	(1日につき603単位を加算)	
	(1日につき531単位を加算)	(1日につき531単位を加算)	
	(1日につき488単位を加算)	(1日につき488単位を加算)	
	(1日につき445単位を加算)	(1日につき455単位を加算)	
	(1日につき150単位を加算)	(1日につき150単位を加算)	

P49 (旧) 主として難聴児経過的児童発達支援給付費

訂正後					訂正前				
注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
地方公共団体が設置する場合	利用者の数が利用定員を超える場合	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	自己評価結果等未公表減算	地方公共団体が設置する場合	利用者の数が利用定員を超える場合	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	自己評価結果等未公表減算
95/100	70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	4時間未満 ×70/100 4時間以上6時間未満 ×85/100	85/100				4時間未満 ×70/100 4時間以上6時間未満 ×85/100	

P53 (旧) 主として重症心身障害経過的児童発達支援給付費

訂正後	訂正前								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="159 256 230 392">注 地方公共団 体が設置す る場合</td> <td data-bbox="230 256 302 392">注 利用者の数 が利用定員 を超える場 合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 416 230 722">965/1000</td> <td data-bbox="230 416 302 722">70/100</td> </tr> </table>	注 地方公共団 体が設置す る場合	注 利用者の数 が利用定員 を超える場 合	965/1000	70/100	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1137 256 1209 392">注 地方公共団 体が設置す る場合</td> <td data-bbox="1209 256 1281 392">注 利用者の数 が利用定員 を超える場 合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 416 1209 711"></td> <td data-bbox="1209 416 1281 711"></td> </tr> </table>	注 地方公共団 体が設置す る場合	注 利用者の数 が利用定員 を超える場 合		
注 地方公共団 体が設置す る場合	注 利用者の数 が利用定員 を超える場 合								
965/1000	70/100								
注 地方公共団 体が設置す る場合	注 利用者の数 が利用定員 を超える場 合								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="159 754 248 922">注 看護職員加 配加算 (1日につ き)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 954 248 1145">定員20人以下 の場合 イ +100単位/日 ロ +200単位/ 日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1150 248 1337">定員21人以上 の場合 イ +80単位/日 ロ +160単位/ 日</td> </tr> </table>	注 看護職員加 配加算 (1日につ き)	定員20人以下 の場合 イ +100単位/日 ロ +200単位/ 日	定員21人以上 の場合 イ +80単位/日 ロ +160単位/ 日	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1137 754 1227 930">注 看護職員加 配加算 (1日につ き)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 962 1227 1150">+100単位/日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1155 1227 1337">+80単位/日</td> </tr> </table>	注 看護職員加 配加算 (1日につ き)	+100単位/日	+80単位/日		
注 看護職員加 配加算 (1日につ き)									
定員20人以下 の場合 イ +100単位/日 ロ +200単位/ 日									
定員21人以上 の場合 イ +80単位/日 ロ +160単位/ 日									
注 看護職員加 配加算 (1日につ き)									
+100単位/日									
+80単位/日									

P 62 居宅訪問型児童発達支援給付費

訂正後		訂正前	
訪問支援員特別加算	I 障害児支援の業務従事10年以上 (1回につき850単位を加算)	訪問支援員特別加算	I 障害児支援の業務従事10年以上 (1回につき850単位を加算)
	II 障害児支援の業務従事5年以上10年未満 (1回につき700単位を加算)		II 障害児支援の業務従事5年以上10年未満 (1回につき750単位を加算)

P 64 福祉型障害児入所施設給付費

訂正後		訂正前	
集中的支援加算	イ 集中的支援加算(I) (月4回を限度として、1000単位を加算)	集中的支援加算	イ 集中的支援加算(I) (月4回を限度として、1000単位を加算)
	ロ 集中的支援加算(II) (1日につき500単位を加算)		ロ 集中的支援加算(II) (1回につき500単位を加算)

P 68 医療型障害児入所施設給付費

訂正後		訂正前	
集中的支援加算	イ 集中的支援加算(I) (月4回を限度として、1000単位を加算)	集中的支援加算	イ 集中的支援加算(I) (月4回を限度として、1000単位を加算)
	ロ 集中的支援加算(II) (1日につき500単位を加算)		ロ 集中的支援加算(II) (1回につき500単位を加算)